

城内地区地域づくり協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、城内地区地域づくり協議会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、城内地区センターに置く。

(目 的)

第3条 本会は、城内地区民の横のつながりや連帯感を深め、自治活動の活性化を図り健康で文化的な生活が送られるよう関係機関と連携し、自治活動及び地域の活性化につながる提案をし、検討実行することを目的とする。

第4条 本会は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1, 城内地区地域づくりの意義の浸透を図る。
- 2, 各地区の要望を区長経由で取りまとめる。
- 3, 前項を南魚沼市へ提出、要望する。
- 4, 各地区や団体の提案により、イベント・環境美化等の広報活動を行う。
- 5, 城内地区を住みよく、明るい生活環境を作るよう努力する。
- 6, その他目的を達成するために必要な事項を提案する。

(会 員)

第5条 本会は、城内地区の行政区長及び区長経験者並びに各種団体の選出者によって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------|----|
| 1, 会 長 | 1名 |
| 2, 副会長 | 2名 |
| 3, 幹 事 | 6名 |
| 4, 事務局長(会計兼務) | 1名 |
| 5, 会計監査 | 2名 |

(役員の仕事)

第7条

- 1, 会長は、本会を代表し、会を統括する。
- 2, 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、代ってその仕事を行う。
- 3, 会計は、事務長が兼務し、会の会計を掌理する。

(役員の仕事)

- 1, 任期は2年とする。ただし、会計監査は1年とし、再任は妨げない。

(会 議)

第8条

- 1, 本会は、会長が招集し、議長に当たる。
- 2, 本会は、目的達成のために必要に応じて開催する。
- 3, 本会は、次の事項を協議検討する。
 - ① 規約の改正に関する事
 - ② 各地区要望書の検討
 - ③ 南魚沼市の返答書の検討
 - ④ 年度ごとの実施作業の決定
 - ⑤ その他必要と認める事

(経 費)

第9条 本会の運営及び事業に関する費用は、南魚沼市の地域活性化事業交付金をもってあてる。

(その他)

第10条 この規定に定めのない事項については、本会において適宜補足、定めるものとする。

付則 この規約は、平成22年5月1日から施行する。

付則 この規約は、改定を行い平成27年4月1日から施行する。